

表 7-3-3 提出意見（その他、関連資料全般に関する意見）

委員名	提出された意見
藤枝 委員	<p>資料 2-2（本報告書第 3 章、p24～）の取組事例には、長年の実績に裏付けられた工夫の成果が記されており、大いに参考になるものである。特に地域での広域連携の仕組みの中に活動の継続発展に関する行動を強化する要因が含まれているのであろう。他の地域でできないボトルネックはどこにあるのかを考え、そのボトルネック解消のために環境省としてはどのような関わりが求められるのかを考えていかねばならない。</p> <p>ここでは資料 2-2（本報告書第 3 章、p24～）をベースに、資料 1-2（本報告書第 1 章 1-2、p7～）に記されている今後の我が国における海洋へのごみの流出対策に関する検討事項について、以下にコメントを記す。</p> <p>日本ではこれまで多くの調査が行われてきたが、そこで得られた結果を何に対してどのように生かすかが未だ明確にされていない。これからは、韓国や山形県の地域計画のように測定可能な具体的目標値を設定し、それに対する対策を実施して、さらにその対策の効果を検証しながら、より効果的な方法を探していくということが求められている。すなわち計画を綿密に立ててから実行するという時期は、量や種類さらには広域に拡散してしまった現在、とっくに過ぎてしまったからである。</p> <p>また効果的な回収を論じる場合、その検証方法を早急に確立する必要がある。これがない限り監視や財政的支援、効果の有無を示すことはできない。</p> <p>p5（本報告書第 1 章 1-2、p8）：1. 効果的な回収頻度、回収時期、回収場所 効果という言葉が出てくるが、何をもちて効果ありとするのかが明確でない。「一度に大量のごみを回収すること（効果的回収）」＝「美しい海岸」ではない。飛鳥や対馬での実際の作業では、一回の清掃ですべてのごみを取り除くことができていない。本来の目的は、効果的な回収を実施することではなく、美しい海岸の維持である。効果的回収はあくまで手段である。少～中程度の年間漂着量の海岸であれば、一度の回収で漂着物量の少ない時期がある程度確保することはできるが、漂着量が非常に多い海岸では、複数の回収活動をすることによって、年間のピーク値を下げ、低い値を維持することが周囲の生態系にとって必要である。</p> <p>p5 上 17 行（本報告書第 1 章 1-2、p8）：時期のコントロールおよび効果的な回収の頻度や時期が不明 管理者にとっては、利用頻度が低い海岸については、恒常的な環境の保全というよりも必要な時の利用に重点が置かれているため、年間を通じた清潔さの保持＜利用期間の清潔さの保持という構図になっている。また効果的な回収（一度に沢山のごみを回収すること）には、ごみ量以外にも、自治体ごとの海岸の利用時期、投入できる作業員数、作業員の移動や作業のしやすさ、地域社会や地形、季節の特徴など、漂着物量以外の要因も含めて検討する必要がある。</p> <p>となれば、無理に大量漂着時期を明らかにする必要もなく、後者の要因から、利用頻度が高くなる夏前と作業がしやすい秋という年 2 回の実施を全国一斉に行っても良いと言えよう。</p> <p>大量漂着はイベントによって発生し、その発生地は地域内だけに留まらない。よって想定外な発生があることを前提に考えると、大量漂着時には緊急に対応し、定期的な変動については感覚的な把握があれば、時期を明確にする必要はない。</p> <p>p5 下 15 行（本報告書第 1 章 1-2、p8）：①効果的な回収の概念がない 通常の活動の中で他自治体について考慮する必要がない各自治体担当者は、国や東アジア・北太平洋地域といった広域的な視点で自らを見ることがないため、自治体内だけに完結した取組になってしまうことは致し方ない。利用のない高密度集積地点では、そこでの回収が海洋ごみ密度の低減となり、広域への影響を低減する効果を持つことを広域の視点に立つ国が明確に示す必要がある。これは国の役割でもあり、本来ならば、国がこのような場所を重点回収地域に指定し、継続的な回収によって海洋ごみ密度の低減に取り組むべきである。</p> <p>p5 下 5 行（本報告書第 1 章 1-2、p8）：「重点的推進区域として効果的な回収場所を選定」 p5 下 1 行（本報告書第 1 章 1-2、p8）：「～に配慮し、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域を設ける～」 上述した通り、現在の重点区域の指定には、被害を直接受ける配慮が必要な海岸だけでなく、それに至る前に対応することによって、配慮が必要な海岸への影響を低減する</p>

	<p>ことができるという視点が欠如している。</p> <p>p6 (本報告書第1章1-2、p9) : 漂着物が増大した直後の回収 漂着物が増大した直後の回収では、一度の回収で多くの漂着物を回収することができる。しかしその量が多い場合は、一度にすべてを回収することができない。少～中程度の年間漂着量の海岸であれば、一度の回収で漂着物量の少ない時期を長く確保するという考え方もできるが、この場合、最も利用したい時期に密度を最低にしていくことはできない。また漂着量が多い海岸では、複数の回収活動を行うことによって、年間のピーク値を常に低い値で保持するという考え方も必要である。</p> <p>p9 (本報告書第1章1-2、p12) : 3. 漂着ごみの流出を防止するため ここでのタイトルは、漂着ごみとなるごみの流出という意味では、「海洋へのごみの流出」とすべきではないか。</p> <p>p9 (本報告書第1章1-2、p8) : 提案・実施 ここには陸域や河川での回収が書かれていない。陸域ごみが海洋へ流出することを防止するためには、陸域や河川での回収は、有効は流出防止策である。このような視点は含まれないのか。</p>
金子 委員	<p>(1)資料全般について 本アンケート手法での意見集約ではなく、資料にとりまとめられた内容についてどのようにとらえて考えるべきか、評価分析などについては、関係者による検討会を改めて開催するなどしてディスカッション（意見陳述だけではない）を行うことが必要ではないか。</p> <p>(2)資料1-1（本報告書第1章1-1、p4～）、資料1-2（本報告書第1章1-2、p7～） 調査結果のまとめ(資料1-1、3頁（本報告書第1章1-1、p4）及び資料1-2、5頁（本報告書第1章1-2、p8）)をみると、環境省による「あっせん」の前段階に求められる行動として、①回収処理や普及啓発施策の効果的な手法等に関する情報共有、②陸域における発生抑制対策については河川流域という「圏域」での検討の「場」の設置、の二つを挙げることができる。 Q1の回答とも関連するが、まずは、関係省庁や関係団体、NGO/NPOを交えた「都道府県担当者」向けの情報交換会ないしワークショップを開催することの必要性を提起しているものと理解する。また、資料A、B（資料3、4）で示された法律の施行状況や地域GND基金の執行状況から、ようやく具体的な課題が都道府県担当者が認識し始めた時期であり、全国レベルで対策の推進を図っていくため、2012年度内における開催が望まれる（震災で被災した県においては、その状況にはないが）。</p> <p>(3)資料2-1（本報告書第2章、p14～） 海洋(海岸漂着)ごみ問題を社会的な課題として提起し続けてきたのはNGO/NPOであり、被害甚大な海岸を抱えてきた地方自治体からの要望行動であった事実から、関係機関の連携についての経験的な蓄積もここにある。改めてその実績について追認した資料ともいえる。</p> <p>(4)資料2-2（本報告書第3章、p24～） 資料2-1（本報告書第2章、p14～）との関連からも、海洋(海岸漂着)ごみ対策の推進手法のヒントがとりまとめられた資料といえる。本資料について深く分析していく議論は、関係者が共有化していくためにも、改めてワーキングなどを設置して行うべきレベルであるものと考えられる。 議論の視点；○多様な主体が連携して対策を推進していくためのノウハウ（工夫） ・主体毎の合理的な役割分担（明確化と曖昧さ） ・主体内部、外部とのコミュニケーション ・コーディネーターの役割 ○対策の推進力を維持・継続させていくための財政的措置のあり方 ⇒長崎県・対馬における地域GND基金による回収処理事業に対する批判的報道など、資料B（資料4）の検証等を含めての議論が必要</p>
押野 委員	<p>国の財政支援に関して、現行地域GND基金は、回収処理事業については実施主体が海岸管理者に限定されていることから、地域の実態と乖離し、使いにくい制度となっている。平成24年度以降の制度では、民間団体等が実施主体となっているボランティア海岸清掃活動等も財政支援の対象となるよう制度の見直しを検討されたい。</p>

中村 委員	資料全般を見ても漂着ごみの処理が中心です。発生抑制の視点が極めて不十分です。発生したごみの回収をどれだけ検討しても莫大な予算や無駄が発生するだけです。きれいに清掃してもすぐに元に戻ります。どうしたら漂流・漂着ごみが無くなるのか、そのことを考えるのが原点です。
-------	---

7-4. 提出意見に対する見解及び今後の方向性

7-3.の提出意見について、兼廣委員長と協議し、検討を行った。提出意見の中の主要な指摘事項に対する見解を整理した上で、各委員からの意見を基に、今後の海岸漂着物等の処理に関する都道府県の連携のあり方、方向性、課題並びに都道府県による連携の推進に対する国の役割等について以下のようにまとめた。

(1) 主要な指摘事項に対する見解

主要な指摘事項に対する事務局として見解をまとめた。

1) 指摘事項1「連携にあたっての問題点（行政組織内の問題）」

都道府県レベルで連携・協力を図る際の問題点として、組織内部の認識が不一致であることがあげられる。これは、資1のヒアリング結果において、同一県において廃棄物担当と河川担当の意見で矛盾する内容がアンケート結果から読み取れることから明瞭である。まさに、組織内部の認識が一致していないことを示しており、各組織で問題に対する取組程度が異なり、行政として取組に対する推進力を削ぐ要因ともなると考えられる。

➤ 見解及び対応策

- 意思疎通・情報共有の不足
 - ⇒ 協議会、ワークショップ等の定期的開催が有効である。
- 行政機関の連携の不足
 - ⇒ 海岸漂着物対策推進会議等を通じ、国（関係省庁）の相互連携で模範を示すことが望まれる。
- 上流・下流等の差で問題意識の度合いが異なる
 - ⇒ 認識の共有を徹底し、上流河川道における回収施設整備の検討を行い回収に努める（河川から海への流出を防止することが極めて重要）。

2) 指摘事項2「連携にあたっての問題点（連携の方法）」

資料の地域での広域連携の事例の中には、他の地域で必ずしも通用するとは限らない。

➤ 見解及び対応策

本報告書は、複数の都道府県による連携の事例のヒアリングを行っているが、当該事例をどの地域に適用可能かまでは踏み込んでいない。御指摘も踏まえ、どのような地域で適用可能かについては、それぞれの地域の実情を踏まえ、個別に検討することとなる。

3) 指摘事項3「情報の共有について」

情報交換会ないしワークショップの開催の必要性が調査結果から読み取れる。

➤ 見解及び対応策

御指摘の通り、情報交換会・ワークショップ等の開催等を通じ、普及啓発を行っていく必要性が考えられる。その際、関係省庁、関係団体、NGO/NPO、学識者等を交えて、①回

収処理や普及啓発施策の効果的な手法、②流域圏全体で考えた発生抑制対策、③都道府県向けの啓発などに関するものなどが議題対象になり得ると考えられる。

(2) 複数の都道府県等が協力を行う際の主要な問題点・課題(委員長意見より)

各委員からの意見及び上記の事務局の見解等を踏まえて、考えられる現状の問題点及び課題について、兼廣委員長の意見を抽出した。

- 1) 各都道府県内部における連携不足により、部局間で漂着ごみの現状や対策の必要性に対する認識が大きく異なっている。
⇒ **部局間の共通の認識が必要(窓口の一本化及び共有化)**
- 2) 漂着ごみの発生から漂着の過程では河川を經由して起こるケースが多く、漂着ごみの発生、漂着抑制には、山、川、海の連携した取組が必要である。現時点では、山―川―海が県をまたがっているケースも多くあり、ごみ問題解決には海側の県だけの取組では根本的な対応、対策が困難な場合が多く、河川の上流、中流、下流に位置する複数の県間の協力が必要である。現状では漂着ごみについての各県間の共通認識が持たれていないケースがほとんどである。
⇒ **各県間の共通の認識が必要**
- 3) 近隣あるいは他県における漂着ごみの実態や取組等に関する情報の共有化が必要。
⇒ **情報共有の場を設ける(ワークショップ、検討会など)**
- 4) 漂着ごみに関する情報の共有化については、国はもっと積極的に推進を図るべきである。
⇒ **各県間の連携した取組の必要性や連携の在り方等について(具体的な取組事例等)**
- 5) 国は上記4)の推進のためのワークショップや検討会などを各地で実施し、全国的な普及、浸透を図る(ワークショップ等の開催においては、関係省庁、関係団体、NGO/NPO、学識者等を交えて、①回収処理や普及啓発施策の効果的な手法、②流域圏全体で考えた発生抑制対策、③都道府県向けの啓発など、地域にあった連携の在り方について検討する)。

(3) 今後の方向性について

上記(1)、(2)を踏まえて、今後の方向性についてとりまとめた。

1) 広域連携を図るための地方自治体の取組

海岸漂着物に対する取組を、複数の都道府県レベルで効果的で意味のある取組にするためには、まずは各々の自治体の中の関連する部署（廃棄物担当、海岸担当、河川担当など）の漂着物に対する認識にギャップ（＝不一致）がないようにする必要がある。このためには、上記で述べたように協議会、ワークショップ等の利用、関係省庁による模範事例の実施、河川内対策の実施などが有効な手段であり、今後に期待される。

さらに、これらの取組を推進するためには、地域ごとの状況把握を行ったうえで、測定可能な具体的目標の設定が有効であると考えられる。状況把握を行うための取組として、国際海岸クリーンアップ（ICC）の手法は参考事例として有効である。

2) 国および地方自治体の取組

国の取組に関して、国外と国内に分けて検討する。

漂着ごみは、近年、国内で発生するものだけではなく、外国から漂着するごみや逆に日本から外国に流れ着く漂着ごみもあり、広域的な問題である。国外由来の漂着ごみに関しては、県や市町村による取組には限界があり、国による率先的な取組が不可欠である。国は、関係国との政策対話や、国際枠組みの下での協力等を通して、関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築を引き続き進めていくことが重要である。特に、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）では、2006年から開始された海洋ごみプロジェクトが進められており、環境省は様々な調査の成果等についてNOWPAPを通して各国に発信しており、NOWPAPを通じた協力関係が強化されつつある。日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）等の場においても、海洋ごみ問題の重要性が認識されてきており、引き続き国際的な連携による海洋ごみ問題の解決を図っていくことが望まれる。さらに、外国語が表記された医療系廃棄物や廃ポリタンク等、国外からの大量の危険な漂着ごみが確認された場合には、関係国への原因究明・再発防止等の申し入れ等を継続的に行っていく必要がある。

また、国内起源の海岸漂着物に関する取組は、該当地域の地方自治体の取組が重要になる。漂流・漂着ごみ問題については、これまで、海岸に関する所管の複雑さや、処理責任のあいまいさ等の問題があったことから、法制度整備の重要性が指摘されてきていた。これらの指摘を踏まえ、漂流・漂着ごみ問題の解決に向け、平成21年7月に、海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）が議員立法により全会一致で可決・成立し、公布された。同法においては、良好な景観の保全や生物多様性の確保に配慮し、総合的な海岸環境保全を図ること等を明記するとともに、処理の体制として、海岸への漂着物の処理に係る関係者の責任を明確化しており、都道府県等の海岸管理者等の責任と、市町村の協力に関する規定を明記している。また、地域における海岸漂着物対策推進協議会や関係省庁による海岸漂着物対策推進会議・専門家会議の設置、民間団体等との連携及び支援等、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保を図ること等が述べられている。

また、同法に基づく基本方針として、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため

の基本的な方針」が平成 22 年 3 月に閣議決定された。基本方針においては、同法の趣旨を踏まえ、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための施策と、その効果的な発生抑制を図るための施策を総合的かつ効果的に進めるための基本的な方向性を定めたもので、我が国における海岸漂着物対策は、本基本方針にのっとり、関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力の下で、各種の施策が総合的かつ効果的に推進されることとなっている。

漂着ごみの回収・処理に当たっては、海岸漂着物処理推進法において、国、都道府県、海岸管理者等、市町村等の役割が明確化された。今後は、環境省が実施している様々な調査の成果を活用しつつ、各地域において、地域の実情を踏まえて都道府県、海岸管理者等、市町村、市民団体等の各主体の適切な役割分担を検討し、主体間連携を継続的に確保し、持続可能な体制を構築することが重要である。

3) 環境教育及び啓発活動

環境教育及び啓発活動は、様々な活動主体によってなされるべき内容である。

日々の暮らしに伴って発生する生活系のごみは山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着する。海岸漂着物の発生抑制にあたっては、このような日常生活と漂着物の関連性について理解を促進するための普及・啓発を通じて、市民の海洋環境保全に対する意識の醸成、モラルの向上が必要である。漂流・漂着ごみ問題の普及啓発と発生抑制の呼びかけ、環境教育の充実をはかり、漂流・漂着ごみ問題の解決に向かうには、引き続き、多くの人に日々の暮らしと漂流・漂着ごみの関連性に気づいてもらい、一人一人が発生源とならないように理解と行動を呼びかけて行くことが重要である。

さらに、子供たちへの海岸漂着物の発生抑制のための環境教育の継続が重要である。子供たちへのこのような活動は、現時点のみならず将来への効果が期待できる。

都道府県間の協力あっせんのための基礎調査

1 調査対象箇所

本調査の対象箇所は、全国の中から、環境省による漂流・漂着ごみ国内削減方策モデル調査対象地区および Web 上の取組状況等の資料を参考にして、上流と下流の関係がある程度顕著であり、なおかつ特定の地域に偏らないように配慮して、以下の 4 箇所を選定した。

表 1-1 ヒアリング調査対象地区

地区	上流	下流	地区の背景等
1	新潟県	山形県	新潟県からの漂着物が隣県の山形県海岸に漂着している。特に、信濃川からの流出時におけるごみの流出が著しい。 両県とも、行政サイドの取組が進んでいる地区である。
2	岐阜県	三重県 (鳥羽市)	鳥羽市は、市全域が伊勢志摩国立公園に指定され、リアス式海岸と島々による良好な自然環境である。しかし、一方で漂着ゴミがひっかかりやすいという特徴も有している。このため多量のゴミが海岸や砂浜に漂着する。さらに、伊勢湾の出口に位置することから鳥羽市の離島や海岸線に、おびただしい量のゴミが集まり、船舶の航行や漁業への影響が出ている。 これらのゴミの中で、特に流木については、流出源であると考えられる岐阜県との関連による対策が必要である。 海ごみサミットが鳥羽市で開催されるなど、NPO、研究者、行政などから注目されている地区である。
3	東京都	千葉県、 神奈川県	東京都から発生する生活ごみが、東京湾に流出して千葉県、神奈川県 の海岸へ漂着する現象。荒川の下流域においては河川ごみの漂着が多く見られ、種々の団体による取組が積極的に進められている。 大都市圏であり、生活ごみを中心であること、また、自然海岸はほとんどなく、人工海岸が中心であることなどが特徴的である。
4	京都府	大阪府	淀川の上流である保津川(桂川)及び宇治川からの不法投棄等によるごみ問題があり、大阪湾への流出に繋がっている。 しかし、保津川の流域に位置する亀岡市は、行政と市民及び関係団体の連携による環境美化プロジェクトの先進事例を有しており、意識の高い地域である。 関西地方の代表的な事例として、京都府(上流)と大阪府(下流)を提案する。

(参考資料)

- ・環境省報道発表資料：漂流・漂着ごみ対策重点海岸クリーンアップ事業対象地域の選定について
- ・一般社団法人 JEAN：ホームページ
- ・新潟県：ホームページ(海岸漂着物関連)
- ・信濃川をきれいにする会：ホームページ
- ・山形県：ホームページ(海岸漂着物関連)
- ・岐阜県：ホームページ(海岸漂着物関連)
- ・三重県：ホームページ(三重県海岸漂着物対策推進協議会関連)
- ・三重県：ホームページ(伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦関連)
- ・国土交通省 Web 資料：東京湾クリーンアップ大作戦
- ・財団法人かながわ海岸美化財団：ホームページ
- ・プロジェクト保津川事務局パンフレット：プロジェクト保津川
- ・大阪府：ホームページ(海岸漂着物関連)

それぞれの地区の具体的なヒアリング先は表 1-2(1)～(9)の通りである。

表 1-2(1) 新潟県におけるヒアリング先

区分		窓口
新潟県	海岸管理者	土木部河川管理課河川海岸維持係 TEL 025-280-5414
	河川管理者	土木部河川管理課河川海岸維持係 TEL 025-280-5414
	山林管理者	農林水産部治山課 TEL 内線 3045
	廃棄物担当	県民生活・環境部廃棄物対策課資源循環推進係 TEL 025-280-5160
新潟市		新潟市環境部廃棄物対策課 TEL 025-226-1403
魚沼市		魚沼市市民課環境対策室 TEL 025-792-9766

表 1-2(2) 山形県におけるヒアリング先

区分		窓口
山形県	海岸管理者	県土整備部河川課 TEL 023-630-2618
	河川管理者	県土整備部河川課 TEL 023-630-2618
	山林管理者	農林水産部森林課 TEL 023-630-2517
	廃棄物担当	生活環境部循環型社会推進課 廃棄物対策担当 TEL 023-630-2236
酒田市		酒田市市民部環境衛生課 TEL 0234-31-0933
遊佐町		遊佐町地域生活課環境係 TEL 0234-72-5881

表 1-2(3) 岐阜県におけるヒアリング先

区分		窓口
岐阜県	河川管理者	県土整備部河川課河川管理担当 TEL 058-272-1111 (内 3727)
	山林管理者	林政部林政課政策企画担当 TEL 058-272-1111 (内 3020)
	廃棄物担当	環境生活部廃棄物対策課 TEL 058-272-8219
大垣市		大垣市建設部治水課 TEL 0584-81-4111
羽島市		—

注) 羽島市は漂着物に関連する取組がないので、有効な回答が得られていない。

表 1-2(4) 三重県におけるヒアリング先

区分		窓口
三重県	海岸管理者	県土整備部維持管理室 TEL 059-224-2686
	河川管理者	県土整備部維持管理室 TEL 059-224-2686
	山林管理者	環境森林部森林保全室 TEL 059-224-
	廃棄物担当	環境森林部水質改善室 TEL 059-224-2382
鳥羽市		鳥羽市環境課 TEL 0599-25-1145
伊勢市		伊勢市農林水産課水産係 TEL 0596-21-5541,5542

表 1-2(5) 東京都におけるヒアリング先

区分		窓口
東京都	海岸管理者	港湾局港湾経営部経営課環境保全係 TEL 03-5320-5553
	河川管理者①	建設局河川部防災課維持係 TEL 03-5320-5433
	河川管理者②	建設局河川部計画課 TEL 03-5320-5425
	山林管理者	産業労働局農林水産部森林課
	廃棄物担当	環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課 TEL 03-5388-3581
江東区		土木部水辺と緑の課維持係 TEL 03-3647-2538
江戸川区		土木部計画課水と緑の推進係 FAX 03-3652-9858

表 1-2(6) 千葉県におけるヒアリング先

区分		窓口
千葉県	海岸管理者	県土整備部港湾課 TEL 043-223-3845
	河川管理者	県土整備部河川環境課 TEL 043-223-3147
	廃棄物担当	環境生活部資源循環推進課(資源循環企画室) TEL 043-223-2758
浦安市		浦安市都市環境部環境保全課 TEL 047-351-1111(内 2127)

表 1-2(7) 神奈川県におけるヒアリング先

区分		窓口
神奈川県	海岸管理者	県土整備局河川下水道部砂防海岸課 TEL 045-210-6514
	河川管理者	県土整備局河川下水道部河川課防災グループ TEL 045-210-6491
	廃棄物担当	環境農政局環境部資源循環課 TEL 045-210-4147
横須賀市		横須賀市環境部資源循環推進課 TEL 046-822-8469

表 1-2(8) 京都府におけるヒアリング先

区分		窓口
京都府	河川管理者	京都府建設交通部河川課 TEL 075-414-5282
	山林管理者	京都府農林水産部森林保全課 TEL 075-414-5021
	廃棄物担当	文化環境部循環型社会推進課 TEL 075-414-4730
亀岡市		亀岡市環境市民部環境政策課環境保全係 TEL 0771-22-3131(代)
宇治市		宇治市建設部維持課 TEL 0774-22-3141(代)

表 1-2(9) 大阪府におけるヒアリング先

区分		窓口
大阪府	廃棄物担当	環境農林水産部循環型社会推進室 資源循環課 施設整備グループ TEL 06-6944-6718 (水産、河川、環境、港湾の窓口)
大阪市	港湾局計画整備部 海務担当	海務課 TEL 06-6571-1966
	環境局 事業部	事業部 TEL 06-6630-3245
淀川区		区民企画担当 TEL 06-6308-9407

2 調査結果

上記のヒアリング対象地区におけるヒアリング結果を、表 2-1(1)～(9)に示す。

表 2-1(1) 新潟県（上流）におけるヒアリング結果

地 区		他の都道府県と検討又は既に実施している連携・対応の内容	下流都道府県から発生源対策の要請があった際に想定される対応	貴県から下流都道府県への漂着物の状況(例えば、性状、推定量、想定される発生源 要因 など)	住民、事業者からの要望・苦情等があるか、あればその内容	地域グリーンニューディール基金(海岸漂着物地域対策推進事業)に関する要望・課題等
新潟県	(海岸) 土木部河川管理課	●該当するものはない。	●上流の県だからといって処理等の要望があったとしても、発生源の特定が困難な状況である中、対応は難しいと思われる。 ●ただ、下流県においては発生源でもないのに係わらず処理をしなければならない状況(海岸がある市町村も同じ)は不条理であり、それに対する全国的な調整(発生源が特定できない、また外国からの漂着物もあるため)での予算措置等の対応は必要と感じる。	●このような調査は未実施ため不明。	●あり(流木、ゴミ処理の要望)。	●3年という時限的措置ではなく、平成24年度以降も継続されたい。 ●海岸管理者(県)だけではなく、沿岸市町村にも直接基金を配当できる制度に改定してほしい。
	(河川) 土木部河川管理課	●該当するものはない。	●河川からの発生と特定できたとしても、河川のどこからという発生源の特定は困難である。河川管理者としても同様の問題を抱えているため、複数県に跨る河川については同様の対応が必要と感じる。	●このような調査は未実施ため不明。	●あり(ゴミ処理の要望)。	●発生源対策として河川での流木やゴミ処理についても基金で対応したい。
	(山林) 農林水産部治山課	●該当するものはない。	●今のところ例がないので対応を考えていない。 ●もし要請があった場合は、後背山地については、治山事業としての流木対策を視野に入れながらの対策を取ることになるのではないかと。	●そのような把握はしていない。	●そのような苦情等は特にない。	●治山事業としての補助事業があるので、グリーンニューディール基金については、特に考えていない。
	(廃棄物) 県民生活・環境部廃棄物対策課	●現段階ではない。	●発生源が特定されるのであれば、そこに対する指導・協力要請。 ●発生源が特定できない場合は、その周辺地区において重点的な普及啓発活動の実施。	●河川・海を通じて漂着物の発生源となっていることは想定されるが、性状、量、発生原因等については、情報はない。	●海岸漂着物処理推進協議会の委員(住民・民間事業者代表)から次のような意見あり。 ○大量の廃棄物が漂着しており、処理が追いつかない。 ○回収作業の人員の確保が難しい。	●平成24年度以降への延長又は基金活用可能期間の延長。 ●回収事業における条件の撤廃(現在、海岸管理者の関与が必須)。
新潟市 環境部廃棄物対策課	●今のところ該当するものはない。	●管理している川はないので、要請があることは、想定していない。	●把握していない。	●漂着物があるから早急に対応してほしいなどの要望はある。	●グリーンニューディール基金は、県が窓口になり、市は県からの委託事業として漂着物の処理を行っている。 ●要望としては、基金の窓口は、受けたものを的確に処理できるような体制である必要がある。 ●平成24年度以降も継続されるとありがたい。	
魚沼市 市民課環境対策室	●海岸を有さないこともあり、実施していない。 ●他の都道府県との連携は、県が窓口で行っている。 ●魚沼市は、どちらかというと尾瀬ヶ原の保全のための対応を巡って、他県との協力を行っている。	●要請があることは想定していない。 ●要請があった場合には、イベントなどに絡めながら、広く市民が参加できるような取組が必要であろう。 ●啓発活動なども重要である。	●組織的に正確な把握は行っていない。 ●ペットボトル、プラスチック類等は流出していると思う。	●漂着ゴミに関する苦情等はない。 ●不法投棄にはある。沢部に投棄(大きいもの)されることが多い。沢部であると、外からなかなか見つけにくい状況となる。車で持っていきやすく、捨てやすいところに多い。	●グリーンニューディール基金に直接関係してないので特にないが、魚沼市の実情からすると、水辺にも適用できるならばなお良い。	

表 2-1(2) 山形県（下流）におけるヒアリング結果

地 区	他の都道府県と検討又は既に実施している連携・対応の内容	上流都道府県に要請したい又は、要請している対応の内容	上流都道府県から貴県への漂着物の状況(例えば、性状、推定量、想定される発生要因 など)	住民、事業者からの要望・苦情等があるか、あればその内容	地域グリーンニューディール基金(海岸漂着物地域対策推進事業)に関する要望・課題等	
山形県	(海岸) 県土整備部河川課	●他の都道府県との連携はない。	●今のところ特にない。	●住民からの情報では、新潟の信濃川からの漂流物が飛鳥などへ漂着しているようである。 ●秋田の方へも漂流しているようである。 ●流木、発泡スチロール、プラスチック類が主体である。 ●推定量については、発生源がよくわからないので、量的に把握していない。	●苦情という訳ではないが、集積した漂着物を処理する要望がある。対応している。 ●特に、ドラム缶、冷蔵庫などの大型のものを(GNDを使って)処理している。	●GND基金が平成24年以降途絶えると「海岸漂着物対策推進協議会」の活動基金が確保できなくなり、活動が中断するため、ぜひH24年以降も基金を続けてほしい。
	(河川) 県土整備部河川課	●他の都道府県との連携はない。	●河川管理者としての上流は、山形県の場合はない。	●河川管理者としての上流は、山形県の場合はない。	●住民等からの要望に対する河川管理者としての対応内容等は以下の通りである。 ・海岸漂着物の大部分は河川起源であり、ごみの発生抑制をしないとイケない ・啓発活動、PRなどが重要 ・環境課が窓口となり、ソフト的、ハード的に役割分担をしっかりと決めて対応している ・組織横断的な会議の開催している ●上記の組織横断的な会議は、「海岸漂着物対策推進協議会」である。	●GND基金が平成24年以降途絶えると「海岸漂着物対策推進協議会」の活動基金が確保できなくなり、活動が中断するため、ぜひH24年以降も基金を続けてほしい。
	(山林) 農林水産部森林課	●他の都道府県との連携等はない(山林担当であり、山形県内でクローズしている)。	●森林担当なので、上流都道府県への要請事項とはない。	●担当エリアへの他の都道府県からの流入はない。	●今のところ苦情はない。 ●森林区域からの流木の流出はあまりない。 ●河畔林からの流木の方が顕著である。	●基金がなくなると、この協議会の運営が危うくなる。 →県内で、他部局との協力を推進するための海岸漂着物対策推進協議会を組織した。 →これは、一定の効果があったと思う。 →県内の組織は、これまで連携がうまくできなかったが、これによりうまく動き始めた。
	(廃棄物) 生活環境部循環型社会推進課	●検討している内容：危険物等の漂着情報の共有化を図っていきたい(既にある程度の情報共有化は担当レベルで実施しているが、制度としての情報共有体制の構築を望む)。	●要請している対応：ありません。 ●要請したい対応①：海岸漂着物等の発生抑制対策等の効果的な手法の情報共有。(上流域住民(加害者)、下流域住民(被害者)という構図を打ち出すと、上流域と下流域の対立を生み、うまく進んでいかない可能性があると考えるので、慎重に進めてほしい。) ●要請したい対応②：内陸地域における廃棄物削減の取組	●漂着した100円ライターに上流都道府県が特定できる名入れライターがありました。その他は不明。	●特にありません。	●課題：回収処理の補助対象を海岸管理者のみに限定していること。 ●要望：①海岸管理者以外の者が行う回収処理についても補助対象として頂きたい。 ②地域グリーンニューディール基金の期間延長等による海岸漂着物対策が息の長い取組としてできることを要望する。
酒田市 市民部環境衛生課	●酒田市は市であるので、他の都道府県との連携は行ってない。県が窓口であるという認識である。	●酒田市は主体的に動いていない。 ●海岸管理者が県であり、回収された漂着物の処理を酒田市が行っている。 ●要請しているわけではないが、認識としては、「上流の都道府県は、漂着ごみを発生しないという認識を持っていただき、啓発活動、PRなどを行っていただきたい。」と考えている。	●酒田市自体で把握している内容はない。 ●基本的に、県からの情報に頼っている。	●具体的な要請はないが、NPOなどによるボランティアの清掃活動が盛んにおこなわれている。 ●このこと自体が、住民の意識の高さ(要請、苦情に繋がる)であると認識している。	●グリーンニューディールの窓口になっている訳ではないので確たることは言えないが、流木などの漂着ごみを処理するのにお金がかかる。 ●一連の基金によって、一時的に県内の海岸の漂着ごみがある程度きれいになったが、ここで、資金が無くなるとすぐに元に戻ってしまう。 ●継続的に、何らかの予算措置が必要である。	
遊佐町 地域生活課環境係	●他の都道府県との連携はない。	●町から他県への要請等は特にない。	●県内の最上川上流からの漂着物については認識しているが、他の県からのものについては、特に認識していない。	●マンネリ化しており、苦情として特に出ることはない。 ●しかしながら、ボランティアによる清掃活動は活発であり、毎年行われている。 ●このことが、認識が高く要望などが強いことの表れであろう。	●県が窓口になって行っているのでは、直接関連していない。 ●しかし、本年度、来年度において予算をいただいて清掃活動を行っている。 ●一度、きれいにしても、嵐がくると元の状態になる。 ●予算を継続的に確保することと、漂着物の元を断たなければだめである。	

表 2-1(3) 岐阜県（上流）におけるヒアリング結果

地 区	他の都道府県と検討又は既に実施している連携・対応の内容	下流都道府県から発生源対策の要請があった際に想定される対応	貴県から下流都道府県への漂着物の状況（例えば、性状、推定量、想定される発生源 要因 など）	住民、事業者からの要望・苦情等があるか、あればその内容	地域グリーンニューディール基金（海岸漂着物地域対策推進事業）に関する要望・課題等	
岐阜県	（河川） 県土整備部河川課	●特にありません。	●発生源として特定された場合は、環境部局と協議し、対応方針を検討する。	●把握していません。	●特にありません。	●特にありません。
	（山林） 林政部林政課	●今のところない。 ●情報交換のための連絡会議（伊勢湾をめぐって）ならばある。	●森林整備を進め、流木の流出を少なくする。 ●間伐、間引きなどを行ったあと、通常は切りっぱなしにしているが、以下の対応を取るにより対応できる。 ○切った木を持ち出すようにする。 ○持ち出さないまでも、その場で流出しないように工夫するなどの対策を考える（それなりに可能である）。 ○治山事業（スリットダムの設置など）を進めることにより、流木の流出を防ぐ。	●調査の対象としていない。	●担当部局へは苦情等はない。	●関与していない。
	（廃棄物） 環境生活部廃棄物対策課	●要請があれば参加するが、今はない。 ●現在は、現状把握している段階で、情報交換の場には参加している。	●現在は、現状把握している段階で、情報交換の場には参加している。 ●要請があった訳ではないが、対応については、要請の内容に応じて検討することになる。	●今のところ把握している情報はなく、具体的な現状はわからない。 ●現在は、現状把握している段階で、情報交換の場には参加している。	●今のところ、当部署としては受けていない。	●この基金に直接関与していない。終了期限を延長してほしいという意見は聞いたことがある。
大垣市 建設部治水課	●該当するものはない。	●大垣市は、輪中といって構造的に外部へ排水する際にポンプアップして排水する仕組みとなっている。その際に、ごみは除去する仕組みがあるので、外部へのごみはほとんどない。 ●このため、そのような想定はしていない。	●ない。	●市内では若干あるものの、外部へ出るようなものについての苦情はない。 ●不法投棄（小さいものであるが）に関する苦情がある。	●特にない。	
羽島市	●市としては、漂着物に関連する取組もないし、GNDに関しても関連がない。					

表 2-1(4) 三重県（下流）におけるヒアリング結果

地 区		他の都道府県と検討又は既に実施している連携・対応の内容	上流都道府県に要請したい又は、要請している対応の内容	上流都道府県から貴県への漂着物の状況(例えば、性状、推定量、想定される発生要因 など)	住民、事業者からの要望・苦情等があるか、あればその内容	地域グリーンニューディール基金(海岸漂着物地域対策推進事業)に関する要望・課題等
三重県	(海岸) 県土整備部 維持管理室	●該当するものはない。	●海岸管理者から直接要請することはない。	●調査していない。	●直接受けている訳ではないが、投書などによると、台風のあとの漂着物の苦情などがあるようである。	●環境森林部マターであるので特にない。
	(河川) 県土整備部 維持管理室	●河川管理者としては、今のところない。	●河川管理者としては、今のところない。	●上流他県との連携が必要となるようなものはない。	●特別にはない。 ●流木の撤去等の要望を受けることはある。	●特にない。
	(山林) 環境森林部 森林保全室	●該当するものはない。	●特になし。	【組織の管轄上質問事項無効】		
	(廃棄物) 環境森林部 水質改善室	●三重県では、H20 年度から「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」として NPO 等の河川や海岸などでの清掃活動を登録し、河川の上流から下流の連携による清掃を実施している。この取組に、愛知県、岐阜県、名古屋市にも参加を呼びかけ、各県市の団体とともに実施している。 ●伊勢湾再生の一環として、これらの県市による「伊勢湾総合対策協議会」において、海岸漂着物対策を検討している。 ●3月12日(土)には、これら県市後援のもと、「伊勢湾の海岸漂着ごみについて流域のみんなで考える会議」を名古屋市内で開催し、伊勢湾の海岸漂着物の実態について情報発信し、NPO 等も交えて意見交換会を実施予定。	●発生抑制対策に関する広域連携への協力。 ●三重県では、上流と下流という関係で海岸漂着物を議論しようとするのではなく、伊勢湾全体で見たときの流域圏(愛知、岐阜、名古屋市、三重それぞれが発生源)で検討する必要があると考えている。	●愛知県や岐阜県などを発生源とする漂着物があることは、環境省の鳥羽市答志島でのモデル調査におけるライター調査などから明らかになっているが、漂着物全体における内訳や、量、質については明らかにすることは困難。(法律の中で、他県を発生源とすることが明らかな場合は、協力を求めることができるが、伊勢湾においては、流域圏に複数の県市があることから、その発生源の想定はできても、どこから、どれだけ発生しているか特定することは困難であると考え。) ●発生原因については、自然災害やポイ捨て、(ゴミ箱や集積所における)ゴミの管理が十分でないことによる流出が想定されるが、特定するには調査・検討が必要。	●三重県では、地域計画策定に向け協議会を設置しているが、その中で地域で活動する団体等の意見を聞く場として、地域ワークショップ(WS)を開催している。そのWSにおいて様々な課題、問題点、要望などを聞き取りしている。一例として、以下の通り。 ○不法投棄の未然防止、早期発見のための監視パトロールの強化。 ○児童、生徒への環境教育の充実。 ○ボランティアが回収したゴミの運搬、処理について市町の柔軟な対応。 ○使用済み注射針や家電製品など、市町での処理困難物の処理。 ○河川、道路等の管理区分の違いによる管理者同士の連携強化。 など	●現制度が終了する平成 23 年度以降についても、回収・処理等の海岸漂着物対策を継続して行くには、現行と同様の制度が継続されること及び十分な財源の確保。 ●財政措置は、単年度の使い切りではなく、NPO等の活動を支援するための基金設立を可能にするなど対策範囲の拡大。
鳥羽市 環境課	●該当するものはない。	●国道・県道・河川敷や海岸等にポイ捨て(不法投棄)されたごみを撤去すること。 ●河川や海洋ごみの一斉清掃活動の実施を広く呼びかけること。 ●漂流・漂着ごみの撲滅を目指しペットボトル・空缶及び家電等のデポジット制度(預かり金制度)の法制化。 ●5月30日を国民全員の清掃参加日とするために国民の休日とすることを強く国に要望する。	●鳥羽市内での国道・県道等のポイ捨てごみの回収量は、年間 10 トン前後と異常な状況にある。県下全体の道路に換算すると、400 トンを超えるごみの回収量が想定できる。伊勢湾に注ぐ河川は他県からも多くあり、こうしたごみは、道路から河川へ海洋へと繋がっていると思われる。また、河川敷や海岸線への不法投棄も合わせると相当な量のごみが海洋に漂流していると考えられる。	●観光客・・・「伊勢志摩国立公園へ観光に来たが、海岸や道路のポケットパーク等観光地がごみだらけで気分が悪い。」 ●漁業関係者・・・「魚網にプラスチックなどのごみがたくさん入って困る。」「海岸に漂着ごみがたくさんあって操業できない。」 ●海水浴場がごみだらけで掃除しないと海水浴できない。	●継続して取り組める予算の確保	
伊勢市 農林水産課水産係	●該当するものはない。	●特になし。	●不明(未把握)。	●なし。	●なし。	

表 2-1(5) 東京都（上流）におけるヒアリング結果

地 区	他の都道府県と検討又は既に実施している連携・対応の内容	下流都道府県から発生源対策の要請があった際に想定される対応	貴県から下流都道府県への漂着物の状況（例えば、性状、推定量、想定される発生要因 など）	住民、事業者からの要望・苦情等があるか、あればその内容	地域グリーンニューディール基金（海岸漂着物地域対策推進事業）に関する要望・課題等	
東京都	（海岸） 港湾局港湾経営部経営課	●該当するものはない。	●東京港内において、船舶による浮遊ごみの収集を実施するなど、すでに対応済み。	●不明。	●ほとんどなし。（過去にあった要望等は、護岸にごみが見えるので撤去してほしいなど）	●特になし
	（河川） ①建設局河川部防災課 ②建設局河川部計画課	●環境局と地域計画を策定中であるため、環境局の対応で代用されたい。				
	（山林） 産業労働局農林水産部森林課	（ヒアリングの趣旨を行ったところ、関連するものがないことを確認できた。）				
	（廃棄物） 環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課	●今のところ該当するものはない。	●漂着する先としては、千葉県、茨城県があると聞いている。 ●生活系の漂着物に関しては、関連する自治体と協力して、対策のPR、啓発活動等が必要と考える。	●特にルーチン的な調査を行っている訳ではないため、ルーチン的な把握はしていない。 ●離島の小笠原に関しては、現存量調査を行った。	●小笠原などの離島に関しては漁具等の漂着物の情報が寄せられる。 ●東京湾内については、特になし。（海岸管理者等へは、苦情等が寄せられているであろう。廃棄物担当としては、直接来ていない。）	●「離島地域については特段の配慮を」と法律にある。ぜひ、特段の配慮をお願いしたい。 ●小笠原は林野庁所管の海岸が大半である。
江東区 土木部 水辺と緑の課維持係	●海岸は東京都管理、河川は国交省管理ということで、江東区が海岸漂着物に関して返答する内容は無い。					
江戸川区 土木部計画課 水と緑の推進係	●海岸は東京都管理、河川は国交省管理ということで、江戸川区が海岸漂着物に関して返答する内容は無い。					

表 2-1(6) 千葉県（下流）におけるヒアリング結果

地 区		他の都道府県と検討又は既に実施している連携・対応の内容	上流都道府県に要請したい又は、要請している対応の内容	上流都道府県から貴県への漂着物の状況(例えば、性状、推定量、想定される発生要因 など)	住民、事業者からの要望・苦情等があるか、あればその内容	地域グリーンニューディール基金(海岸漂着物地域対策推進事業)に関する要望・課題等
千葉県	(海岸) 県土整備部 港湾課	●該当するものはない。	●啓発活動など。 ●突発的な台風などによる流出ごみの事後処理協働。	●わからない。	●漁業者などの団体から、漂流物に対してもとを断てという要望はある。	●海岸管理者ではなく、利用する市町村で漂着ごみ問題は対応すべきであり、現実的に市町村の実態あわせた運用が可能となるような基金であることが望ましい。 ●ボランティア支援のための基金利用を認めてほしい(市町村経由)。 ●基金の継続を希望する。 ●処理費用について、末端の機関ではなく、国が恒久的に負担すべきである。 ●漂流物が減れば、漂着物も減るはずなので、漂流物も対象にすべきである。
	(河川) 県土整備部 河川環境課	●該当するものはない。	●啓発活動など。	●わからない。	●住民からの要望・苦情としては、まず、市町村に持っていく。そこで市町村が対応する。このような状況であるので、県へは市町村経由で要望などが届く仕組みとなっている。	●現実的に市町村の実態にあわせた運用が可能となるような基金であることが望ましい。 ●ボランティア支援のための基金利用を認めてほしい(市町村経由)。 ●基金の継続を希望する。
	(廃棄物) 生活環境部 資源循環推進課	●該当するものはない。	●日常的な河川域滞留物など、出たしまったものに対する対応をちゃんとしてほしい。 ●啓発活動など。	●突発的な事例については把握している(平成19年度台風:船橋港で500トンの漂着物処理、葛南区で1750m ³ の回収(平成19年9月)). ●日常的なものはわからない。 ●東京湾側では館山市、富津市、木更津市で、海岸漂着物の状況を把握している(上流からという意味ではない). →館山市:平成22年大雨・台風後の調査にて、1回あたり250~300m ³ 程度の漂着量(推定) →富津市:平成22年大雨・台風後の調査にて、1回あたり100~150m ³ 程度の漂着量(推定) →木更津市:平成22年大雨・台風後の調査にて、1回あたり80m ³ 程度の漂着量(推定)	●住民からの要望・苦情としては、まず、市町村に持っていく。そこで市町村が対応する。このような状況であるので、県へは市町村経由で要望などが届く仕組みとなっている。 ●市町村からは、財政支援などの要請がある。 ●干潮河川における河口部の不法投棄ごみの海への流出について。	●現実的に市町村の実態にあわせた運用が可能となるような基金であることが望ましい。 ●現実的な対応は、海岸漂着物が発生してすぐに対応が必要である。基金の運用は、計画→審査→実施などのように枠組みが決められたものである。問題が発生してすぐに対応可能なような基金としていただくことを希望する。 ●次回の立法の機会があれば、もう少し県の意見も聞いてほしい。 ●また、次のGND基金については、即時対応が可能なものとしていただきたい。 ●基金の継続を希望する。
浦安市 都市環境部環境保全課	(環境保全課) ●特になし。 (道路管理課) ●他の都道府県を特定不可能なため対応していません。 (環境レンジャー課) ●なし。	(環境保全課) ●特になし。 (道路管理課) ●他の都道府県を特定不可能なため対応していません。 (環境レンジャー課) ●特になし。	(環境保全課) ●特になし。 (道路管理課) ●河川漂着物(卒塔婆、フレックス管、ペットボトル、魚の死骸) ●海岸漂着物(着物、丸太、ペットボトル) (環境レンジャー課) ●確認できない。	(環境保全課) ●特になし。 (環境レンジャー課) ●河川護岸については、漂着物(流木、飲料水容器等のごみ)の処理要望があるが、海岸についてはない。	(環境保全課) ●特になし。 (環境レンジャー課) ●特になし。	

表 2-1(7) 神奈川県（下流）におけるヒアリング結果

地 区		他の都道府県と検討又は既に実施している連携・対応の内容	上流都道府県に要請したい又は、要請している対応の内容	上流都道府県から貴県への漂着物の状況（例えば、性状、推定量、想定される発生要因 など）	住民、事業者からの要望・苦情等があるか、あればその内容	地域グリーンニューディール基金（海岸漂着物地域対策推進事業）に関する要望・課題等
神奈川県	(海岸) 県土整備局河川下水道部砂防海岸課	●該当するものはない。	●該当するものはない。	●該当するものはない。	●該当するものはない。	●該当するものはない。
	(河川) 県土整備局河川下水道部河川課	●酒匂川の件で、静岡県との連絡会議を設けている。これは、今年度の台風9号による流木、ごみ、土砂などの流出があり、それへの対応である。現在は、課題の中心は土砂である。	●管理者として、それぞれの管理区域内のごみなどをきちんと片づけて対応してほしい。	●把握していない。	●漁業組合からの要望がある。 ●境川（上流は東京都）について、ごみが流下し海域へと出る。これらのごみが漁業の障害になるという苦情が出ている。	●対象事業を、漂流ごみ及び海底ごみにも適用できるようにしてほしい。
	(廃棄物) 環境農政局環境部資源循環課	●該当するものはない。	●ありません。	●平成 22 年 9 月の台風 9 号時に、県西部の酒匂川において、静岡県からの漂着物が確認されております。	●酒匂川から流出した流木等について、定置網の設定者から苦情があり、本県に対して、海岸漂着流木の再漂流がないよう、また、撤去した流木等の処分費を負担するよう要望があります。 ●また、漂流中の流木等、現に廃棄物とはなっていないが、海岸や漁網等への漂着によって一般廃棄物として処理を要する可能性のあるものについても対策を講じるべきとの意見もあります。	●平成 24 年度以降についても、地域グリーンニューディール基金同様、海岸漂着物処理経費の財政上の措置を強く希望します。 ●当事業の実施主体である海岸管理者等は、県又は県から補助を受けた市町村に限定されていますが、本県では、第三セクターが海岸漂着物対策を行う体制が確立しているため、海岸管理者に成り代わって事業を行う公益法人についても対象としていただくよう強く希望します。 ●また、発生抑制対策調査費用のみではなく、発生抑制の観点から河川ごみの撤去費用も対象としていただきたいと考えます。
横須賀市 環境部資源循環推進課	●該当するものはない。（他の都道府県との関連は県が窓口である。）	●該当するものはない。	●特に把握している情報はない。	●不法投棄に関するものはあるが、海岸漂着物に関するものはない。	●H24 以降も継続してほしい。	

表 2-1(8) 京都府（上流）におけるヒアリング結果

地 区		他の都道府県と検討又は既に実施している連携・対応の内容	下流都道府県から発生源対策の要請があった際に想定される対応	貴県から下流都道府県への漂着物の状況（例えば、性状、推定量、想定される発生要因 など）	住民、事業者からの要望・苦情等があるか、あればその内容	地域グリーンニューディール基金（海岸漂着物地域対策推進事業）に関する要望・課題等
京都府	(河川) 建設交通部 河川課	●該当するものはない。	●河川内の清掃 ※河川は発生源ではないと考えている。あくまで河川は媒体である。	●不明	●特になし	●海岸管理者等のみでなく、廃棄物を処理する市町村へも直接補助できるようにしていただきたい。 ●平成 24 年度以降の対応を検討いただきたい。
	(山林) 農林水産部 森林保全課	●滋賀県に流れる安曇川流域連絡調整会議を設置し、流域内の林地開発等の情報交換を必要時に実施。	●(本課の所管は保安林、林地開発関係であるが)発生源として、豪雨時の流木等が想定される。予防策として、森林整備(間伐)の伐倒木の片付け(等高線上に水平に設置)や異常堆積土砂の除去等を実施している。	●台風等の洪水時に流木や土砂の流出は考えられるが、量については不明。	●本課サイドには無い。	●特になし
	(廃棄物)	●回答なし				
亀岡市 環境市民部環境政策課	●該当するものはない。	●清掃活動の実施。 ●具体的には、NPO団体や地元のボランティアによる清掃活動が行われており、それらの活動と連携して対応することがあげられる。	●下流に嵐山があり、桂川の清掃活動を行っている。(ペットボトル、農業系ごみが多い) ●下流の都道府県への漂着物というレベルでは把握していない。	●住民からの(河川の漂流物に対する)苦情は多くはない。 ●事業者などからの要請はある。 ●ボランティアによる清掃活動によって回収したものの処理を市が行うという対応を行っている。	●この基金は平成 23 年度で終了するが、ぜひ継続してほしい。 ●漂着物の発生抑制対策に充当しやすいような仕組みとしてほしい。 ●この仕組み自体、内陸部での発生抑制対策への焦点の当て方が弱いように思う。もっと、発生源への対応が可能となるような仕組みとしてほしい。	
宇治市 建設部 維持課	●該当するものはない。	●要請は聞いたことがない。	●特にない。	●管理河川に関しては、不法投棄に関する苦情などはある。 ●護岸の維持、浚渫、ヘドロの除去などの要望はある。	●特に関係していない。	

表 2-1(9) 大阪府（下流）におけるヒアリング結果

地 区		他の都道府県と検討又は既に実施している連携・対応の内容	上流都道府県に要請したい又は、要請している対応の内容	上流都道府県から貴県への漂着物の状況(例えば、性状、推定量、想定される発生要因 など)	住民、事業者からの要望・苦情等があるか、あればその内容	地域グリーンニューディール基金(海岸漂着物地域対策推進事業)に関する要望・課題等
大阪府	(水産)	●河川の上流府県河川管理課に対し、河川にごみを流さないよう住民の啓発を依頼し、水産課のHPにリンクを貼るなどの協力をしていただいた。	—	●把握していない	●漁業者や沿岸の住民から苦情あり。特に大雨の後は、漁港が廃棄物でいっぱいになり、漁船が運航できない場合がある。	—
	(河川)	●大和川・石川クリーン作戦 大和川・石川流域等の水質改善及び河川の美化・愛護意識を府民に広げることを目的に、国土交通省・大阪府・流域13市町村の主催により、平成8年度から実施している。実施時期は、毎年、3月の第一日曜日としており、当日は、流域住民とともに河川の一斉清掃を行っている。また、上流の奈良県でも同時に河川一斉清掃を実施している	—	●把握していない	—	—
	(環境)	●該当するものはない。	●上流域で流出したごみは当然、下流域にたどりつくため、上流域でのごみ対策が重要。	●把握していない	—	●H24年度以降も引き続き予算措置していただきたい。
	(港湾)	—	—	—	●住民や漁業者などから、「大雨の後に、河川から浮遊ごみ等が港湾や海岸に流入し漂着しているので処理してほしい。」旨の要望がある。	●平成21年度から3か年の措置であるが、それ以降も事業費全額を基金対象として継続していただきたい。
大阪市	港湾局 計画整備部	●他の機関との連携はない。 ●海上保安庁が事務局となって神戸港なども含めた広域的な清掃活動を実施している事例はある。	●経済的負担を要請したい しかし、はっきりした流入した場所、量等つかめていないので、要請しにくいし、相手方も話に乗ってこないのでは。	●量的なものは、今具体的なことはわからない。 種類としては、ペットボトル等が多く、時期により、葦(草)も多い。雨の後は材木や流木等大型のゴミも多くなり、安全航行に支障が出る。	●あまり苦情はない。 近年、ゴミの量は改善傾向にあると思う。	●本基金については、よく知らなかった。 ●ゴミの処理等経済的負担が多いので、財政的援助がほしい。
	環境局 事業部	●当担当では、現在、市内を流れる主要10河川(平野川・平野川分水路・寝屋川・第2寝屋川・堂島川・土佐堀川・木津川・東横堀川・道頓堀川・城北川)を対象に収集船で、土曜日・日曜日・祝日を除く毎日収集を実施し、収集したごみは揚陸後、焼却処理等を行っている。 ●清掃対象河川の内訳は、大阪府管理河川が平野川・平野川分水路・寝屋川・第2寝屋川・堂島川・土佐堀川・木津川の7河川、大阪市管理河川が東横堀川・道頓堀川・城北川の3河川となっているが、平成23年度から大阪府管理河川については、河川管理者である大阪府が主体となって実施することで合意しており、水面清掃業務を行うにあたっては府市連携して実施することとなっている。	●平成20年度以前には、外来種の水草(ボタン浮草)といった、爆発的に増殖した水草が淀川から流入し、本市市域内の河川を埋め尽くすといった事態に至ったことから、淀川を管理する国土交通省と連携して、流入を未然に防止する対策をとっている。	●水草等の植物、ビン・缶・ペットボトル等のポイ捨てされたと思われる物、大型の耐久消費財等 不法投棄されたと思われる物	●特になし(スカムに関する苦情はあり)	●なし
淀川区 区民企画担当		●本アンケートに対応する業務等について該当なし				

3 その他

上記の調査と同時に、ヒアリングから得られたその他の意見について表 3-1 にまとめた。

表 3-1(1) その他意見

都道府県名	その他の内容
山形県 (海岸管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・上流、下流の都道府県が連携する際の環境省のあっせんは、あればありがたい。 ・しかしながら、連携した上での対策を行う際には予算的な措置が必要である。 ・国が主体的に、予算措置も含めて対応していただけるとなおよい。
岐阜県 (河川管理者)	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他都道府県との連携にあたって、障害になると思われること…県管理河川から流出したことが断定されない限り、対応できない。 <p>【清掃活動について】</p> <p>効果的な清掃頻度：特に定めていない。</p> <p>気象条件を勘案した効果的な回収時期：河川水位が低い非出水期が効果的</p> <p>再流出被害の防止の観点から重点的に除去すべき漂着ごみの種類：治水上で影響を及ぼすもの、環境悪化を招く物質を含んだもの、景観を損ねるものは、重点的に除去すべきである。</p> <p>その他：河川敷への不法投棄対策の事業として、以下の3点を行っており、今後も継続していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川クリーン事業：廃棄物等(家電廃棄物処理、放置車両処分、その他廃棄物処理)の処分を実施し、快適な河川環境を創出する。 ○河川美化報償事業：民間ボランティアが実施する河川清掃活動に対して助成を行う。 ○河川看板設置事業：河川に関する啓発看板(河川名等、不法投棄禁止)を設置する。
岐阜県 (廃棄物担当)	<p>【環境省によるあっせんの必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物については、いろいろな部局が協力する必要がある。 ・連携時には、当然、環境省のあっせんなどが必要であるが、他の省庁の横のつながりも重要である。 <p>【どのような清掃活動を行っているか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川については、他の部署では環境レンジャーなどの委嘱を行い、不法投棄などの見回りを行っている。 ・海岸は行ってない。
大垣市	<p>【清掃活動に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動として、定期的に行っているものはあるが、気象条件などでは決定していない。年度の始まりの落ち着いた時などのように気象条件以外の都合で決めている。
三重県 (海岸管理者)	<p>【清掃活動について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸の清掃活動については、統計的にみてこの時期にということはない。海水浴の前後で実施するという感じである。
三重県 (河川管理者)	<p>【環境省によるあっせんの必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他県との連携が必要となるような漂着物等は今のところ確認されていないので、特に必要性は感じていない。 <p>【どのような清掃活動を行っているか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が毎年 7 月を「河川愛護月間」と定めているので、この活動の一環として、「流木、粗大ごみ対策の統一行動」という河川の清掃活動を地域住民とともにやっている。
三重県 (山林管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・治山事業として間伐を行った際に切った木を、横において、流木とか土砂の流出がでないように工夫している。 ・これが、普及するように配慮している(普及啓発に努めている)。 ・岐阜県の森林整備に三重県も出資している。

表 3-1(2) その他意見

<p>三重県 (廃棄物担当)</p>	<p>【その他】 <u>漂着ごみについて抱えている問題</u>: 県内の漂着物に他県を起源とするものが含まれているため、愛知県、岐阜県等との連携が必要。 <u>他都道府県との連携の希望の有無及び希望する連携内容</u>: 伊勢湾を流域圏とする県市と発生抑制についての連携が必要。また、可能であれば回収した廃棄物の処理についても連携が求められる。 <u>他都道府県との連携にあたって、障害になると思われること</u>: 岐阜県については海がないことから、発生源(加害者)と漂着地(被害者)という構図にならないよう配慮する必要がある。 <u>連携する場合、環境省によるあっせんの必要性の有無について</u>: 三重県から連携を呼びかけた場合、上記のような関係を岐阜県にとらえられることが考えられるため、環境省によるあっせんは必要である。なお、あっせんだけではなく、愛知県や名古屋市も含めた伊勢湾流域圏での協議の場を設置し、広域的な海岸漂着物対策の実施について、主導的に取り組んでいただきたい。 <u>連携する場合、環境省に期待すること</u>: 愛知、岐阜、三重を管轄とする中部地方環境事務所に海岸漂着物対策に積極的に関与していただきたい。他県市にまたがるような調査については県単独では実施できないため、伊勢湾流域圏での発生抑制対策等の調査の実施。伊勢湾流域圏での国、各県市等の対策の役割分担、実施体制の調整。(国や各県市での連携した取組が必要。)流域圏での取組効果を確認するためのモニタリングの実施。また、海岸漂着物対策は、環境部局だけでなく、海岸管理者や河川管理者等の土木、農水部局の果たす役割も大きいことから、国交省、農水省にも積極的な連携について働きかけていただきたい。 【清掃活動について】 ・海岸漂着ごみ対策としての効果的な回収方法については、重点的に回収・処理する場所、頻度、時期、対象とするごみの種類など科学的な知見が十分得られていないことから、このような課題に対する調査・研究について環境省で実施していただきたい。</p>
<p>鳥羽市</p>	<p>【その他】 <u>漂着ごみについて抱えている問題</u>: 船でしか行くことができない海岸のごみ処理が困難。ごみ処理費用が無い。分別が難しい。 <u>他都道府県との連携の希望の有無及び希望する連携内容</u>: 全国都道府県との連携必要。不法投棄監視や清掃活動の徹底。 <u>他都道府県との連携にあたって、障害になると思われること</u>: 国の動きが悪い。予算の確保。 <u>連携する場合、環境省によるあっせんの必要性の有無について</u>: 環境省による積極的なあっせんの必要性有。 【清掃活動について】 <u>効果的な清掃頻度</u>: 多いほどよい <u>気象条件等を勘案した効果的な回収時期</u>: 多いほどよい(上流域が大事) <u>再流出被害の防止の観点から重点的に除去すべき漂着ごみの種類</u>: 流木、プラスチック製の浮き <u>その他漂着ごみの流出を防止するために必要な項目</u>: 海岸管理者と漁業者の連携</p>
<p>伊勢市</p>	<p>【漂着ゴミで抱えている問題】 ・台風の後などに流木などの自然系のゴミが多い。 【他都道府県との連携の希望の有無及び希望する連携内容】 ・有(漂着ごみは上流から流れてくるものなど広域によるものが多いため、県主導で打合せや会議等を行ってほしい。) 【他都道府県との連携にあたって、障害になると思われること】 ・上流と下流での意識の差 ・住居地域と河川や海岸周辺住民との意識の差 【連携する場合、環境省による斡旋の必要性の有無について】 ・有(県をまたぐ事例も出てくるため、広範囲に影響のある河川等は国レベルでの検討が必要になる。) 【連携する場合、環境省に期待すること】 ・山から海を結ぶための啓発活動 ・海流などの影響による他の国から漂着しやすいルートや場所の検証 【清掃活動及び問題点等】 ・清掃活動は 10 月(漂着ごみが多いため) ・再流出防止の観点から重点的に対応すべきものは流木である。 ・その他、漂着ごみの流出防止の観点から重要なのは、「早急な沿岸警備」と「漁業者との連携協力体制」である。</p>

表 3-1(3) その他意見

東京都 (海岸管理者)	【清掃活動について】 ・河川等から流入するごみについて、東京港において船舶による浮遊ごみの収集を実施。
東京都 (河川管理者)	【清掃活動について】 ・ボランティアによる清掃活動を7月に行っている。 ・これは、愛護月間であるため。気象条件等ではない。
東京都 (廃棄物担当)	・環境省のあっせんはあった方がよい。 ・期待する役割としては、調整役。 ・また、情報提供が必要である。例えば、GND基金に関して、一つの都道府県から環境省へ質問があった場合、質問した都道府県への返答のみではなく、必要と思われる都道府県への情報伝達も必要と思う。
江戸川区	・河川敷内におけるボランティアによる清掃活動に関しては、サポートしている。
神奈川県 (河川管理者)	・ごみ、草などの処理を行っているが、時期的には特に規定はない。 ・基本は、パトロール等により見つかった段階で処理するという方法である。
神奈川県 (廃棄物担当)	【漂着ごみについて抱えている問題】 ・台風等災害時に大量に発生する河川から流出する流木等が海面を漂流し、海底に沈んで漁業者等に被害を与えております。このような漂流、海底の流木等への適切な対応ができるよう検討をお願いします。 ・なお、本県では20年間にわたり、漂着ごみについては公益法人により総合的・一体的な処理を行っていますが、海藻についても海浜の利用に支障を来すほか、分解過程で悪臭を放つことから汚物として埋却処理を行っているものの、排出及び処分費用の抑制が困難です。 【清掃活動】 ・本県では、平成3年度に沿岸の13市町とともに公益法人を設立し、清掃事業に関わる負担金を支払い、清掃を行っていただいています。 ・以下の項目については、海岸それぞれの自然条件、地域住民の意向、利用状況等を総合的に勘案し、限られた予算の中で最も効率的・効果的な方法を選択していただいています。 ・施策立案、運用に当たっては、本県の財務規定等の遵守を求めつつ、こうした現場の事情に十分配慮することが重要であると考えております。
横須賀市	【環境省によるあっせんの必要性】 ・特にない。 【どのような清掃活動を行っているか】 ・具体的には、(財)かながわ海岸美化財団がおこなっている。
千葉県 (海岸管理者)	・千葉県の場合、上流県と下流県という認識はない。 【清掃活動について】 ・港湾機能の維持の目的で行っている。 ・漂流物の処理は、パトロールの際に航行に支障をきたす可能性のあるものに対し、回収している。
千葉県 (河川管理者)	【清掃活動について】 ・河川管理者であり、河川構造物の維持管理を目的とした清掃活動である。
千葉県 (廃棄物担当)	【清掃活動について】 ・清掃活動については、行事の際に行うことが多い。利用するために行っている。(海水浴シーズンの前、お祭りの前など) ・千葉県のごみの特徴として、流竹木が多く、県内の問題であると認識している。 ・気象条件などは、特に考慮していない。

表 3-1(4) その他意見

<p>浦安市</p>	<p>【清掃活動について】 (環境保全課) ・効果的な頻度⇒環境団体が行う三番瀬ミニクリーンアップの広報周知活動を行っている。(市(環境保全課)の形態:環境団体の後援、毎月1回程度環境団体が主催し活動している。) ・海況気象条件を勘案した効果的な回収時期⇒特になし。 ・再流出被害の防止の観点から重点的に除去すべき漂着ごみの種類⇒特になし。 ・その他漂着ごみの流出を防止するために必要な項目⇒特になし。 (道路管理課) ・浦安市は砂浜ではないので、海岸エプロン部分の不法投棄物が多いため、清掃の効果的な時期等は特定できない。 (環境レンジャー課) ・千葉県管理の千鳥海岸であるが、市民ボランティアにより不定期に実施されている海岸漂着ごみや護岸に不法投棄されたごみの清掃活動に対し、清掃活動支援として、ごみ袋の支給とごみの回収、処理を行っている。 ・また、市内河川及び護岸並びに河川管理用道路の清掃を定期的実施している。</p> <p>【その他】 (環境保全課) ・特になし。 (道路管理課) ・海岸の転落防止柵が波浪により丸太等の漂着物により破損される。 (環境レンジャー課) ・千葉県管理の千鳥海岸については、整備計画を明確にいただき漂着ごみについては、本市と処理方法について協議をしていただきたい。 ・また、旧江戸川など市内の河川護岸については、上流部の自治体との連携を図り、定期的な河川清掃や啓発活動を実施していくことを希望します。また、最下流部に位置する本市の河川護岸の改良もお願いしたい。</p>
<p>京都府 (河川管理者)</p>	<p>・これまで、市町村が対応していた際は一般廃棄物として処理されていたものが、海岸管理者等が対応することにより、産業廃棄物の扱いになり、処分費用がかさむなど苦慮している。 ・他との連携は今のところ考えていない。 ・実施している清掃頻度は予算の範囲で実施。現状、定期的な清掃は実平成施していない。</p>
<p>京都府 (山林管理者)</p>	<p>・海岸保安林 53ha の清掃業務(平成 22 年 1/20~3/25)で約 10 トンのゴミが回収事例がある。</p>
<p>亀岡市</p>	<p>【環境省への要望等】 ・市内からの漂着ごみとしてペットボトル、レジ袋等が多いが、ペットボトルについては、その(全国的な)回収システムを整備してほしい。</p> <p>【清掃活動について】 ・NPO、ボランティアにより月1回の定期的な清掃活動を行っており、それにより回収されたものの処理を市が担当している。 ・NPOにより、亀岡市内のごみマップが実測データを基に作成されている。これを基に、自治体との連携を取っている。</p>
<p>宇治市</p>	<p>【清掃活動に関して】 ・高齢者団体に委託して草刈りなどを行っている(夏期)。 ・管理河川内において、要望があれば清掃などを行っている。</p>
<p>大阪府 (水産担当)</p>	<p>・上流府県にも環境省の指導の下、もっと協力してほしい。 ・漁港区域の清掃を実施。河川清掃にも参画している。</p>
<p>大阪府 (環境担当)</p>	<p>・同法では、海岸堆積ごみ、漂流ごみは対象としておらず、総合的なごみ対策という観点からは当該物についても対象としていただきたい</p>
<p>大阪府 (港湾担当)</p>	<p>・清掃の効果的な頻度は(ケース1)効果的な清掃頻度としては、海水浴場など集客が可能な海岸(砂浜)では週1回以上は必要と考えられる。(ケース2)付近住民が散策するような利用状況にある海岸では月2回程度は必要と考えられる。 ・清掃の現状としては大阪府においては、予算削減の影響により海岸清掃は、ケース1では夏場で週1回程度、冬場では1か月に1回程度である。また、ケース2においても通年で数回程度である。なお、ケース1及びケース2以外の比較的閑散とした海岸については、必要に応じて適宜対応している。</p>

表 3-1(5) その他意見

<p>大阪市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連携となると、経費的負担が関係してくると思われるので、立場の違うものどうしが連携するためには、第三者の仲介が必要と思うので、期待したい。 ・船の航行安全のため、ゴミの清掃業務は土、日以外毎日実施している。台風等の後は重点的に行う。 ・安全航行のため流木等の大型ゴミは重点的に除去する。 ・海のゴミを減らすには、ゴミの投棄を減らす必要があり、環境啓発が大切と思う。そのためゴミを使ったアート作成等ゴミに目を向けてもらう催しを行っている。 ・本市市域内は護岸工事が進んでおり、特に大型ごみが河川に投棄される得る可能性は低いと考えている。 ・一方、現実としては漂流物 ・他都道府県との連携の希望は特に、無い。 ・他都道府県との連携にあたって、障害になるとされることは対策にかかる経費の負担。 ・連携する場合、環境省によるあっせんの必要性は必要であり、経費の予算措置に期待する。 ・効果的な清掃頻度としては毎日(土・日・祝日を除く)と考えている。 ・気象条件を勘案した回収時期として、雨天後にはごみの量が増えるため、状況に応じて配船している。 ・その他漂着ごみの流出を防止するために必要な項目としては 発生源(上流域)での河川への不法投棄対策等が必要
------------	---

海岸漂着物が重要な問題になっている 地域の現状と関係機関との連携について

1 概要

海岸漂着物は、地域の環境の保全上、著しい支障となります。そのため、国内各地で、都道府県や市町村が関係機関等と連携しながら海岸漂着物の処理を実施しています。こうした連携事例の中で参考となる先進的な取組を行っている山形県、三重県、山口県長門市の3事例について、下記の項目をまとめ紹介します。

- ① 地域における漂着物の現状（性状、量の見積、想定される発生原因）
- ② 地域の環境保全上著しい支障がある海岸漂着物の処理に関する現状の課題
- ③ 住民、事業者、海岸管理者等関係者からの要望の内容
- ④ 処理推進のために行っている又は今後行う予定の工夫
- ⑤ 周辺地方自治体との処理推進のための連携

2 地域における漂着物の現状(性状、量の見積、想定される発生原因)

(1) 山形県

① 全域

◆性状

県全域を通じて、奥行きのある砂浜の広い範囲に海岸漂着物等が散乱しています。また、湾奥の比較的小規模な砂浜に海岸漂着物等が多量に漂着しています。冬期には、ポリ容器が大量に漂着します。また、アシ、ヨシ、灌木等が大量に漂着するほか、大型の流木が漂着しています。さらに、注射器、落下傘付信号等危険物も漂着します。河口部には生活系のごみが大量に漂着しています。

◆量の見積

H21年度の冬期におけるポリ容器は2,500個程度。

《参考：赤川河口部(沿岸部の状況)》

赤川河口部における海岸漂着物（人工物＋流木・灌木。海藻を除く）の重量比は、図-1に示すとおりです。最も多いのは灌木で46%を占めています。次いで流木32%、プラスチック類11%となっています。

漂着物のうち、人工物の重量比は図-2に示すとおりで、プラスチック類が51%と最も多く、その他（木材等）も38%と多くなっています。



酒田市最上川河口左岸部の砂浜にはペットボトル、空き缶、灌木等が漂着しています。



鶴岡市香頭ヶ浜(小規模砂浜)には生活系のごみ、灌木等が漂着しています。

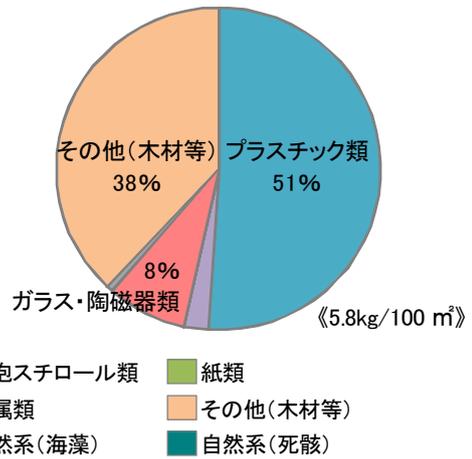
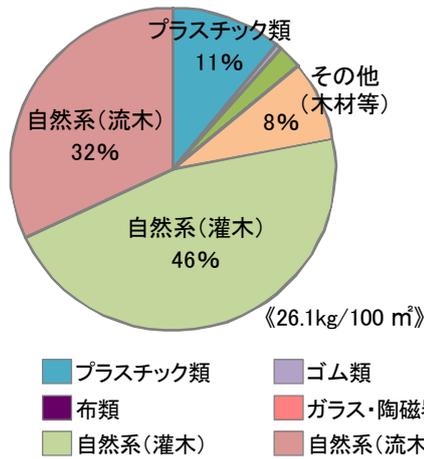


図-1 ごみ重量比(人工物+流木・灌木)

図-2 ごみ重量比(人工物)

② 離島(飛島)

◆性状及び量の見積

飛島西海岸における海岸漂着物等(人工物+流木・灌木。海藻を除く)の重量比は、図-3に示すとおりです。最も多いのはプラスチック類で40%を占めています。次いで灌木23%、流木18%となっています。

漂着物のうち、人工物の重量比は図-4に示すとおりで、プラスチック類が56%と最も多く、次いでガラス・陶磁器類16%、その他(木材等)14%となっています。

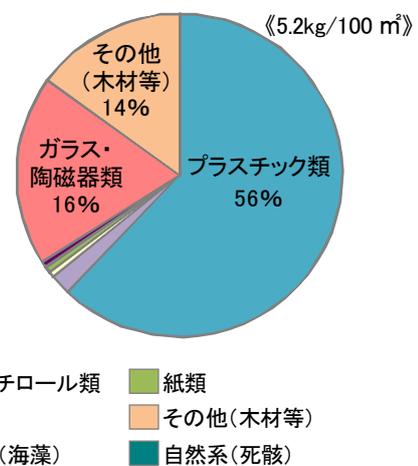
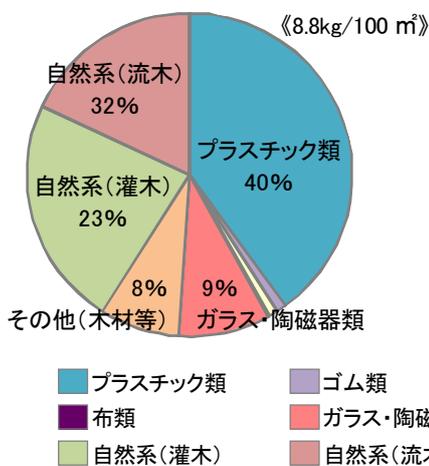


図-3 ごみ重量比(人工物+流木・灌木)

図-4 ごみ重量比(人工物)

◆想定される発生原因

飛島には、他地域、他国からの廃棄物等が多量に漂着しています。



飛島の漂着物 1:
ドラム缶や流木が漂着します。



飛島の漂着物 2:
漁具やポリ容器、流木が漂着します。



処理困難な漂着物等 1:
信号弾 (H22.10.21 確認)



処理困難な漂着物等 2:
医療廃棄物 (H22.11.12 確認)



処理困難な漂着物等 3:
木材 (H23.1.11 確認)



処理困難な漂着物等 4:
ポリ容器 (内容物有) (H23.1.28 確認)

(2) 三重県

《鳥羽市答志島(奈佐の浜)における海岸漂着物の状況(2009年11月～2010年10月)》

◆性状及び量の見積

鳥羽市答志島(奈佐の浜)では、調査を実施した8回の平均重量は196kg/100m²、平均容量は1,750ℓ/100m²でした。

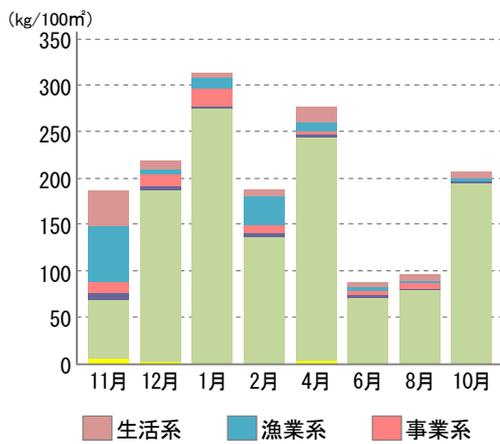


図-5 ごみの重量

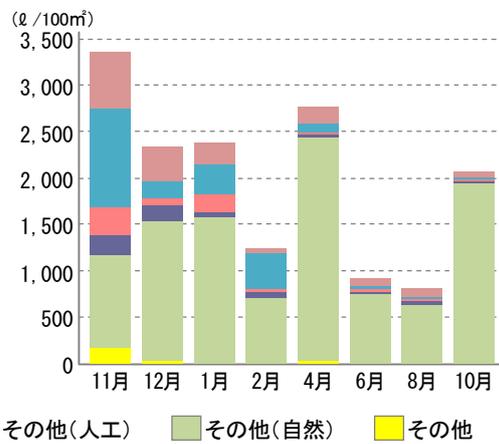


図-6 ごみの容量

◆想定される発生原因

発生原因については、他県市も含め、河川を通じて伊勢湾に流入したごみが海流や季節風の影響により答志島に漂着していることが、環境省のモデル調査で明らかになっています。河川へのごみの流入原因については、自然災害やポイ捨て、ごみ箱や集積所におけるごみの管理が十分でないことによる流出が想定されますが、特定するには調査・検討が必要です。

(3) 山口県長門市

◆性状及び量の見積

山口県長門市では、比較的大型の発泡スチロール類や流木、大きな魚網の塊が多く見られ、ポリ容器の漂着も多いです。海岸によっては海藻が大量に堆積しています。

漂着物の構成は、発泡スチロール類が3割、プラスチック類が3割、流木・木材が3割、その他1割と推定されます。

表-1 主要海岸における回収実績

海岸名	海岸延長	可燃物	不燃物	漁網等	流木	実施日
油谷小浜～油谷大浜海岸	3,710	(581m ³) 20,130	(4m ³) 330	(96m ³) 1,4820	(74m ³)	H21.6～7、12
和田ノ浜海岸	1,200	3,220	70	—	(45m ³)	H22.7～10
静ヶ浦、中ノ浦、船越	500	1,210	80			H22.7.4
波の橋立	1,200	600	50			H22.7.4
さわやか海岸	520	2,060	20			H22.7.4
床ノ浜、只ノ浜	1,892	2,410	180			H22.7.4
小松原海岸	1,200	750	40			H22.7.4
野波瀬海岸	850	1,980	35			H22.7.4
飯井海岸	280	400	25			H22.7.4
小島海岸	800	800	40			H22.7.4
二位ノ浜	350	1,650	70			H22.7.4
大浦海岸	750	2,060	170			H21.5.9
香津ノ浜	800	1,770				H22.6.4

◆想定される発生原因

長門市は、本州において韓国に最も接近している地域の一つであり、ハングル文字標記のポリ容器や大型発泡スチロールの漂着が多く、ハングル文字で標記されたブイをつけた漁網などの漁具等も多く見られることから、陸上あるいは漁船から投棄されたものが海流、偏西風の影響により漂着しているものと推測されます。

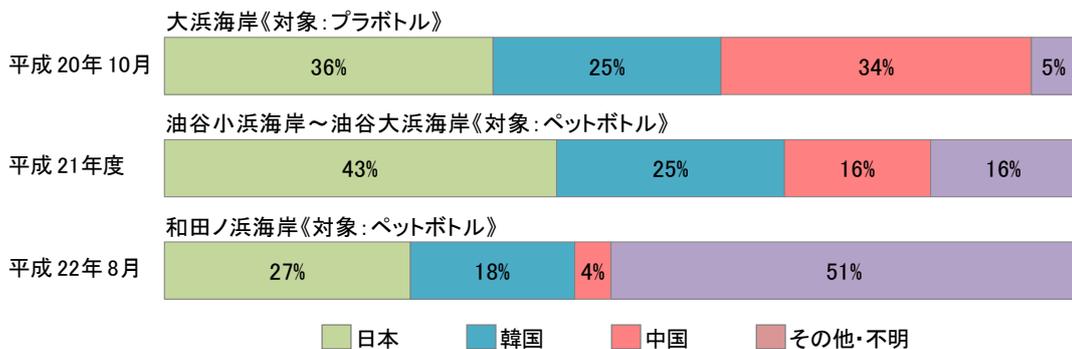


図-7 調査機会ごとの発生源割合

まとめ 地域における漂着物の現状(性状、量の見積、想定される発生原因)

- 山形県では、広範囲かつ湾奥にも大量に漂着しています。主な漂着物は、ポリ容器、注射器等危険物、アシ、ヨシ、灌木、流木などで、河口部には生活系のごみが大量に漂着しています。飛島では、他地域、他国からの廃棄物等が多量に漂着しています。
- 三重県では、河川を通じて伊勢湾に流入したゴミが答志島に漂着しています。河川へのゴミの流入は、自然災害やポイ捨て、ゴミ箱や集積所の管理の不十分が原因と推測されます。
- 山口県長門市では、他国のものと思われる発泡スチロール類や流木、魚網の塊、ポリ容器が漂着し、海岸によっては海藻が大量に堆積しています。陸上・漁船から投棄されたものが漂着していると推測されます。

3 地域の環境保全上著しい支障がある海岸漂着物の処理に関する現状の課題

(1) 山形県

① 全域

流木、漁網及び内容物の入ったポリ容器の処理が困難です。

② 離島(飛島)

徒歩又は船舶でしかアクセスできない海岸に流木、漁網等大型のものが漂着しています。また、海岸に漂着したごみが季節風などにより海岸草地や林地に飛散しています。

(2) 三重県

《鳥羽市答志島(奈佐の浜)における海岸漂着物の状況(2009年11月～2010年10月)》

ごみの量が甚大で、全て回収しきれず再漂流している恐れがあります。回収を実施しても、新たな漂着物がすぐに漂着しています。

離島ではあるものの可燃物は島内で焼却処理していますが、ごみ処理の広域化により当該焼却炉の廃止が予定されています。

(3) 山口県長門市

陸路からの車のアクセスが不可能なため、ごみの搬出が困難な海岸や、船舶でしかアクセスできない海岸にごみが大量に漂着しています。また、処分の費用負担が大きい処理困難物(特に流木)の処理が課題となっています。



長門市北部に位置する大浦海岸の漂着物。



2009年5月の大浦海岸クリーンアップ大作戦には、全国のボランティア、地元住民が集まりました。



海岸線のごみを集めても、収集車が海岸線まで入ることはできません。



そこで、狭く急な坂道を参加者のバトンリレーにより運び出しを行い、清掃活動を終わりました。

まとめ 地域の環境保全上著しい支障がある海岸漂着物の処理に関する現状の課題

- 山形県では、流木、漁網及びポリ容器の処理が困難です。また、アクセス困難地の漂着物や季節風などにより飛散する漂着ごみへの対策が課題です。
- 三重県では、漂着物の甚大な量に回収が追い付かず、回収実施と新たな漂着の繰り返しとなっています。また、ゴミ処理の広域化に伴う離島の処理施設の廃止が課題となっています。
- 山口県長門市では、アクセス困難地の漂着ごみや費用負担が大きい処理困難物が課題となっています。
- 3事例ともアクセス困難地や離島における回収処分が課題となっています。

4 住民、事業者、海岸管理者等関係者からの要望の内容

(1) 山形県

① 全域

- ◆住民：海岸漂着物等の早期回収処理、重量物等処理困難物の回収。
- ◆事業者：漁業者から、漂流物回収費用への財政措置。
- ◆海岸管理者：回収処理に要する財政措置。
- ◆市町村：回収した海岸漂着物等の処理に対する財政措置。

② 離島(飛島)

- ◆住民：海岸漂着物等の早期回収処理。
- ◆海岸管理者：回収処理に要する財政措置。

(2) 三重県

- ◆ごみの量が甚大であり、海岸管理者(県)、地元市の対応できる範囲を超えており支援を求められています。

(3) 山口県長門市

- ◆流木は運搬・保管作業・処分に苦慮しています。野焼きの例外規定を適用し、支障のない範囲で、海岸において焼却処分ができないでしょうか。
- ◆漁網・海藻の処分。

表-2 海岸漂着物処分の問題点

区分	流木	漁具	海藻
回収・清掃	量が多い。水を吸って重い。釘付きのものが危険。砂に埋もれていたりブロックに挟まっていたりして取れない。大きすぎて人手や手間がかかる。	量が多い。かさばる。重い。砂に埋まり取り出せない。網やロープが岩に絡まり取れない。	量が多い。水を吸って重い。悪臭や害虫が発生している。
運搬・保管	量が多い。水を吸って重い。大きすぎて人手や手間がかかる。清掃ボランティアの高齢化により運搬困難。積込・積替が大変。	量が多い。かさばる。重い。車などに積みにくい。積込・積替が大変。搬入道がない。	量が多い。水を吸って重い。集めておくと悪臭がする。積込・積替が大変。
処分	燃やせない。	燃やせない。一般ごみとして処分できない。漁具の引き取りにお金がかかる。	燃やせない。運ぶ場所がない。どこで処分すればいいのかわからない。

まとめ 住民、事業者、海岸管理者等関係者からの要望の内容

- 山形県では、事業者、海岸管理者、市町村ともに回収処理に係る財政措置を要望し、住民は早期回収や処理困難物の処理を要望しています。
- 三重県では、漂着物の甚大な量が地方自治体等の対処できる範囲を超えていることから、国の支援を求めています。
- 山口県長門市では、流木の焼却処分に野焼きを適用することを要望しています。

5 処理推進のためにやっている又は今後行う予定の工夫

(1) 山形県

① 全域

- ◆処理が困難な大型の流木の炭化又はチップ化の調査研究（実施中）。
- ◆漁網等のリサイクル再資源化の調査研究（実施中）。

② 離島(飛島)

- ◆流木の島内における再資源化（炭化）を調査研究。

(2) 三重県

- ◆「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」として NPO 等の河川や海岸などでの清掃活動を登録し、河川の上流から下流の連携による清掃を実施しています。この取組に、愛知県、岐阜県、名古屋市にも参加を呼びかけ、各州市の団体とともに実施しています。
- ◆海岸管理者（県）では、「河川・海岸美化ボランティア活動推進事業」として、河川や海岸においてボランティアにより清掃活動を実施する際に、軍手、ゴミ袋等の消耗品の支給や参加者の保険料を負担し、ボランティアによる清掃活動を支援しています。
- ◆答志島の漂着物は伊勢湾内に河川を通じて流出したものが漂着している事が環境省の調査で明らかになっていることから、伊勢湾流域圏において国と地方、地方と地方の連携した発生抑制の取組が必要です。例えば、伊勢湾再生推進会議（事務局：中部地方整備局）での部会の設置や海岸漂着物処理推進法に基づく地域協議会を他県と合同で開催するなど。

(3) 山口県長門市

- ◆海岸の環境整備と有効活用を図り「美しく、安全で、いきいきとした海岸」づくりを進めるため、全市民の協力を得て海岸清掃活動を行う「長門市海岸清掃の日」を制定しています。毎年7月に主要な海水浴場において海岸清掃を行い、海岸の景観保全に取り組んでいます。

まとめ 処理推進のためにやっている又は今後行う予定の工夫

- 山形県で実施している海岸漂着物に関する調査研究は、今後の取組の基礎となると考えられます。
- 三重県の河川の上下流域に着目した活動は、海岸漂着物を流出させないという観点からも有効であると考えられます。また、ボランティアの保険料を負担するなどの支援は、ボランティア活動を活発化させ、積極的参加を促進させる有効な手段と考えられます。
- 山口県長門市が清掃活動を実施するために「清掃の日」を制定することは、活動の継続性の上からも有効と考えられます。

6 周辺地方自治体との処理推進のための連携

(1) 山形県

- ◆市町、地域住民等と連携して「**美しいたやまがたの海クリーンアップ運動**」を展開。

(2) 三重県

- ◆「**伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦**」として NPO 等の河川や海岸などでの清掃活動を登録し、河川の上流から下流の連携による清掃を実施しています。この取組に、愛知県、岐阜県、名古屋市にも参加を呼びかけ、各州市の団体とともに実施しています。

(3) 山口県長門市

- ◆平成 20～21 年度の 2 カ年において、海岸線を共有する下関市との連携事業である「**北浦海岸自然環境保全事業（海岸漂着ゴミ実態調査）**」に取組み、両市の海岸における漂着ごみの実態調査を実施しました(図-8)。
- ◆また、この事業の一環として平成 21 年度には「**海ごみサミット**」を誘致し、海ごみ問題の解決の場に参画するとともに、韓国の NPO 等を交え、より効果的な方策等について意見交換を行いました。

まとめ 周辺地方自治体との処理推進のための連携

○3 事例ともに地方自治体や地域住民、NPO 等との連携事業を実施しています。これらの活動では清掃活動や実態調査、情報発信、意見交換を行い、外国の NPO 等が参加することもあり、海岸漂着物への関心を国内外へ広げ、効果的な活動へ発展させようとする姿勢が見られます。

北浦海岸自然環境保全事業(下関市・長門市)

海岸線を共有する下関市と長門市は、郷土の財産を保全するため、連携事業として「北浦海岸自然環境保全事業」に取り組んでいます。

2009年度は、両市において、海岸清掃を実施している学校に協力を依頼し、調査対象とする海岸における漂着ゴミの組成調査を行いました。本調査の結果は(財)環日本海環境協力センター(NPEC)が主催している「海辺の漂着物調査」に従って、市内の小・中学校の児童及び生徒により実施されました。

下関市と長門市の4海岸における回収の結果(種類内訳)

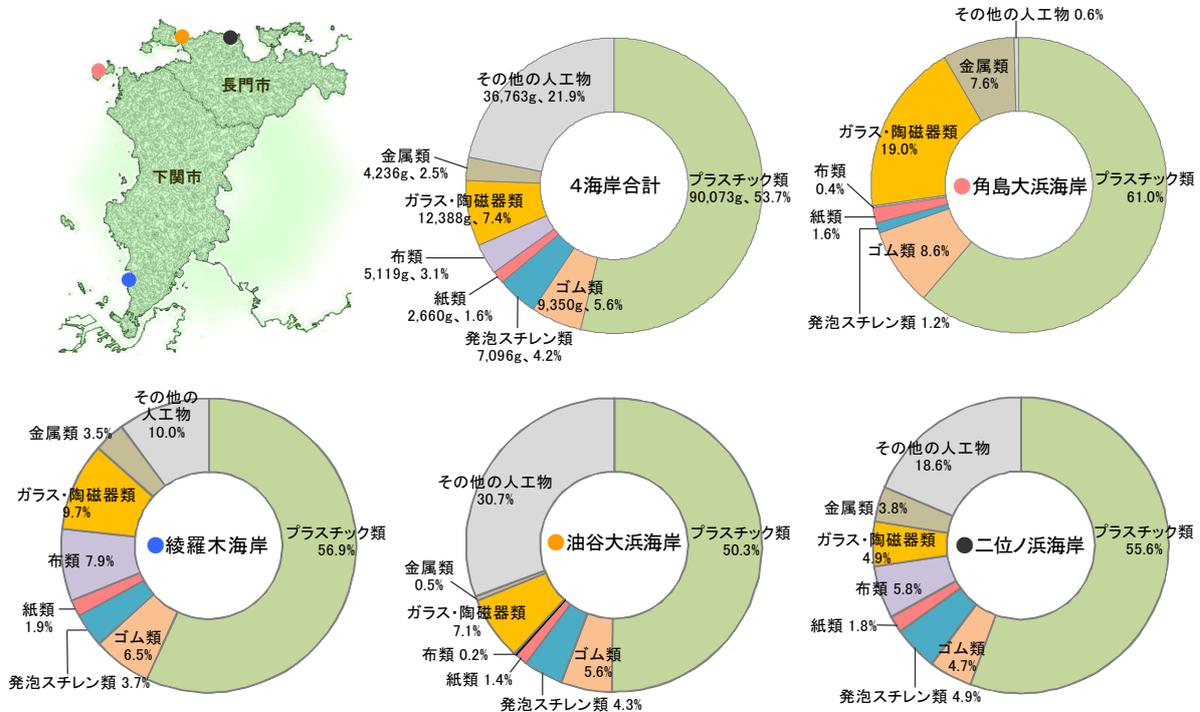


図-8 北浦海岸自然環境保全事業における漂着ゴミの組成調査結果

海岸漂着物が重要な問題になっている 地域の現状と関係機関との連携について

1 概要

海岸漂着物は、地域の環境の保全上、著しい支障となります。そのため、国内各地で、都道府県や市町村が関係機関等と連携しながら海岸漂着物の処理を実施しています。こうした連携事例の中で参考となる先進的な取組を行っている山形県、三重県、山口県長門市の3事例について、下記の項目をまとめ紹介します。

- ① 地域における漂着物の現状（性状、量の見積、想定される発生原因）
- ② 地域の環境保全上著しい支障がある海岸漂着物の処理に関する現状の課題
- ③ 住民、事業者、海岸管理者等関係者からの要望の内容
- ④ 処理推進のために行っている又は今後行う予定の工夫
- ⑤ 周辺地方自治体との処理推進のための連携

2 地域における漂着物の現状(性状、量の見積、想定される発生原因)

(1) 山形県

① 全域

◆性状

県全域を通じて、奥行きのある砂浜の広い範囲に海岸漂着物等が散乱しています。また、湾奥の比較的小規模な砂浜に海岸漂着物等が多量に漂着しています。冬期には、ポリ容器が大量に漂着します。また、アシ、ヨシ、灌木等が大量に漂着するほか、大型の流木が漂着しています。さらに、注射器、落下傘付信号等危険物も漂着します。河口部には生活系のごみが大量に漂着しています。

◆量の見積

H21年度の冬期におけるポリ容器は2,500個程度。

《参考：赤川河口部(沿岸部の状況)》

赤川河口部における海岸漂着物（人工物＋流木・灌木。海藻を除く）の重量比は、図-1に示すとおりです。最も多いのは灌木で46%を占めています。次いで流木32%、プラスチック類11%となっています。

漂着物のうち、人工物の重量比は図-2に示すとおりで、プラスチック類が51%と最も多く、その他（木材等）も38%と多くなっています。



酒田市最上川河口左岸部の砂浜にはペットボトル、空き缶、灌木等が漂着しています。



鶴岡市香頭ヶ浜(小規模砂浜)には生活系のごみ、灌木等が漂着しています。